

しえいじゅうたくにゆうきょもうしこみしかく 市営住宅入居申込資格

がいよう 【概要】

- 市営住宅は、市が住宅に困っている人のために国からの補助金を使って建てた公営住宅です。入居者は税金から家賃補助を受けて、安い家賃で部屋を借りることができます。

家賃の決め方や入居の資格は公営住宅法や市条例などで決められていて、一定の条件を満たしていれば、必要書類を出してもらい、空き部屋が出来次第、定期的に部屋を紹介しています。

にゆうきょしかく ○ 入居資格

- 1 持ち家が無く、経済的理由や環境的理由で民間の賃貸住宅を借りる事が困難な事情のある人。
- 2 申込者は、18歳以上の人であること。
※単身者（一人）でも申し込み可能です。
- 3 日本国籍、又は中長期在留者もしくは特別永住者の人。
- 4 市税などを滞納していないこと。（税金で建てられた住宅です）。
- 5 太田市条例に定められた収入基準に当てはまる世帯。
- 6 継続して職に就いており、まる1ヶ月以上の給与実績がある人。
- 7 申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。
- 8 緊急時の連絡先（原則として親族）の届出書を提出できる人。
- 9 指定日までに敷金（家賃3ヶ月分相当額）を払うことができる人。
- 10 集合住宅という環境の中で、集団生活のルールやマナーが守れる人。

ひつよう てつづ 【必要な手続き】

- 世帯により提出していただく書類は異なります。
- 母（父）子世帯、単身などで入居を希望する場合は、本国内で証明書を取る必要があります。
- ※ 独身証明書・出生証明書・離婚・死亡の証明書等と日本語訳が必要です。

ちゅういてん 【注意点】

にゅうきょしかく ちゅうい てん 入居資格で注意する点

- ・ 市・県営住宅入居中の方は、原則申込ができません。(入居資格：1)
- ・ 本国に夫(妻)を残し、入居することはできません。母(父)子世帯で申込む場合、配偶者が死別または離婚が成立していないと申込ができません。(入居資格：2)
- ・ 単身者は、独身であること。(DV被害者等は除く)(入居資格：2)
- ・ 分割納付では申込ができません。(入居資格：4)
- ・ 夜遅くまで騒いではいけません。(パーティーなど)(入居資格：10)
- ・ 住宅の敷地内でのバーベキューはできません。(入居資格：10)
- ・ ゴミの捨て方は、必ず規則を守り指定日以外に出してはいけません。(入居資格：10)
- ・ 車は決められた駐車場へ停めて、空いている場所などに停めてはいけません。(入居資格：10)
- ・ ペットを飼うことはできません。(入居資格：10)
- ・ 清掃等の団地の活動に参加してください。(入居資格：10)
- ・ このほかにも、守らなければいけないルールやマナーがあります(入居資格：10)

しえいじゅうたく てんにゅう てんしゅつ てつづ 市営住宅への転入・転出の手続き

がいよう 【概要】

しえいじゅうたく す ばあい おおたしえいじゅうたくじょうれい もと しょてい てつづ ひつよう
市営住宅に住んでいる場合には、太田市営住宅条例に基づき、所定の手続きが必要です。

ひつよう てつづ 【必要な手続き】

かぞく にんずう か ばあい てつづ ひつよう
家族の人数が変わる場合には、手続きが必要です。

い どう とどけ かぞく しぼう こども う いえ で い ばあい とど ひつよう
異動届：家族が死亡したり、子供が生まれたり、家を出て行ったりした場合には、届けが必要です。

同居承認申請：別の所に住んでいる親族と一緒に住む場合には事前申請が必要です。

(同居できない場合があります)

承継承認申請：名義人が離婚したり、死亡したりして部屋を承継（そのまま引き続き借りる）する場合には手続きが必要です。（承継できない場合があります）

【注意点】

- 住んでいる人全員の所得で家賃を決定するため、手続きすることで家賃が変わる場合があります。
- 手続きをしないと不正入居となってしまう、世帯全員出て行ってもらう場合があります。
- 届け出や申請がない場合には、正しい家賃の計算が出来なくなり、高い家賃を払わなければならない場合があります。
- 申請しても、入居資格を満たしていなければ、入居の許可はできません。
- 住所の異動は、必ず入居許可後にしてください。
- 母国にいる家族が、日本の入国手続きのために市営住宅に住所登録する場合にも、事前に相談してください。
- 手続きによって必要書類が違いますので、市役所9階の市営住宅窓口までお問い合わせください。

市営住宅の収入申告

【あらまし・概要】

市営住宅の家賃は計算方法が決まっています、主に入居者の収入によって変わります。そして、毎年6月から7月の間に収入の申告をしてもらって、家賃を決めるので、毎年家賃が変わります。

【必要な手続き】

収入の申告の方法ですが、「収入に関する申告書」に住所氏名などを書いて、収入の証明書（市役所で発行される所得課税証明）を添付、又はマイナンバーを記入して、期限内に出してください。

ちゅういてん
【注意点】

「収入に関する申告書」を出さなかったり、税未申告者が家族にいる場合は、家賃が民間賃貸住宅並みとなります。

※民間賃貸住宅並みの家賃とは市営住宅の標準家賃の大体2～4倍です。

しえいじゅうたくへんかんとつづ
市営住宅返還手続き

がいよう
【概要】

○ 市営住宅を出るときは、修理と掃除をし、立会検査を受けなければなりません。

ひつよう てつづ
【必要な手続き】

○ 引越しの15日前までに「市営住宅返還届」を出さなければいけません。

窓口へ来るときは、印鑑と金融機関の通帳のコピーを持ってきてください。

ちゅういてん
【注意点】

- ・ 入居者の負担で専門の業者をお願いをして、畳の表替え、襖・障子の貼り替え（すべて）をしてもらってください。その他、壊してしまったものがある場合は修理してもらってください。
- ・ 入居時に渡された玄関鍵（元鍵）を全て無くしてしまった場合は、シリンダー交換をして、新しい鍵を作ってください。
- ・ 引越しの時に出るゴミの処分は、規則を守ってください。他の入居者へ迷惑が掛からないようにしてください。
- ・ 立会検査をしないと家賃を止めることが出来ないのので、修理・掃除などが終わり次第検査を受けてください。修理・掃除が不完全ですと検査不合格になり、修理完了後まで家賃と共益費が掛かります。
- ・ 退去後に出国する場合は、通常の流れと変わる場合がありますので早めの手続きをお願いします。

といあわ さき
【問合せ先】

群馬県住宅供給公社 おおたししょ おおたしやくしよ かい ばんまどぐち
群馬県住宅供給公社 太田支所（太田市役所9階92番窓口） TEL 0276-30-2011